

修景基準

建築物	位置	地割	現状維持を原則とする。やむを得ず敷地が集合化された場合は周囲の伝統的建造物に合わせ、建造物が連続するような外観構成とする。		
		敷地高	周囲の伝統的建造物の敷地高に合わせる。		
		位置	敷地の履歴を考慮し、町並みの一体性と連続性を損なわないものとする。		
	規模	階数	原則地上2階建て以下とする。		
		軒高	周囲の伝統的建造物に合わせる。		
	形状	構造	木造を原則とし、在来軸組み工法または伝統工法とする。		
		屋根	形状	切妻造または入母屋造とする。棟の方向は周囲の伝統的建造物の主屋とそろえる。	
			勾配・軒の出	周囲の伝統的建造物にあわせる。	
			材料	いぶし瓦の棧瓦葺とする。	
	意匠	表構え	基礎	原則として石積または石張仕上げとする。	
			庇	1階と2階の間には伝統的な形式に倣った庇を設ける。	
			建具	原則として主たる通りから望見できる部分の建具は木製の引き戸とし、その位置及び形態は伝統的な形式に倣ったものとする。	
		外壁及び軒裏	伝統的建造物の特性を維持した形式、仕上げ、意匠とする。		
	色彩		伝統的建造物の特性を維持したものとし、歴史的町並みや周囲の伝統的建造物との調和を図る。		
	屋外広告物		歴史的町並みに調和するものとする。		
設備機器		原則として公道等から望見できる位置（または、通常望見できる位置）に設置しない。やむを得ず設置する場合、囲い等を設けて伝統的町並みと調和する措置を施す。			
工作物	門	位置、規模、形態、意匠、色彩について、周囲の伝統的建造物の特性に合わせる。			
	塀				
	石垣				
環境物件	庭	歴史的町並みに調和するものとする。			
	生垣				
	立木				